

みやざき

《今月の主な記事》

新年のご挨拶	2	育児休業等期間中における社会保険料の免除要件について	5
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ	3	社会保険料の納付は口座振替をご利用ください	5
年末調整等に関する事務講習会にご参加ありがとうございました	3	協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ	6
第2回新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました	3	病気やケガにより仕事に就けないときの休業補償「傷病手当金」	6
お年玉クイズ	3	令和3年度宮崎支部インセンティブ制度の順位が確定しました!	7
日本年金機構 からのお知らせ	4	インフォメーション	8
「賞与支払届」の届出はお済みですか?	4	年金相談の日程等	8



河津桜

(ひなた宮崎県総合運動公園)

河津桜は、2月上旬から咲き始め、約1ヶ月に渡り咲く、早咲きのサクラです。大島桜と寒緋桜の自然交配によって生まれたサクラといわれており、染井吉野と比べると花が大きく、濃いピンク色をしているのが特徴です。

ひなた宮崎県総合運動公園ひなたサンマリンスタジアムの東側には約300m(62本)の河津桜並木があり、毎年プロ野球チームの春季キャンプをお出迎えするように開花します。



謹賀新年



一般財団法人
宮崎県社会保険協会
会長 野崎 伸一

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営につきまして、皆様方より多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

長引くコロナ禍で日常生活が一変し、会員の皆様をはじめご家族の皆様方がご苦勞されていることと存じあげます。また、第8波及び変異株が懸念される中、経済状況も少しずつ回復していますが、円安の影響により物価が高騰し厳しい生活が余儀なくされているのではないかとご推察申し上げます。

昨年はウイズコロナ禍のなか、感染防止対策に最善の注意を払い、各種講習会等を開催しましたところ、平年並の参加者に戻り安堵したところでございます。

また、健康づくり事業に関しましては、一部開催できない事業もありましたが、ほぼ計画どおり事業が実施できました。

本年も社会保険制度の趣旨普及を図るため、広報誌の発行や各種講習会(研修会)を実施していくほか、会員をはじめ被保険者とその家族の健康保持増進を図るため、巡回健康相談及び健康体操等の健康づくり事業、並びに福利厚生の一環として、家庭常備薬の斡旋や宿泊施設の優待事業も積極的に推進し、皆様方の健康と福祉の向上に努める所存でございます。

結びといたしまして、皆様方の益々のご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



宮崎年金事務所
所長 田平 兼康



延岡年金事務所
所長 濱田 美香



都城年金事務所
所長 橋本 高広



高鍋年金事務所
所長 桑山 裕司

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

また、平素より日本年金機構の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構の使命は「複雑化した年金制度を実務として正確かつ適正に運営し、年金受給者に正しく確実に年金をお支払いすることにより、国民生活の安定に寄与すること」であります。

令和5年はコロナ禍を克服し、新たな明るい時代に向けて歩みだすことは国民共通の願いであり、当機構においても原点に立ち回り年金制度の周知、適用促進、保険料徴収及び年金給付等の基幹業務について一層の強化・充実に取組んでまいります。引き続きご理解ご協力をお願い申し上げます。

皆様方のますますのご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会
宮崎支部
支部長 矢野 憲男

新年あけましておめでとうございます。

加入者様及び事業主様をはじめ関係機関の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より全国健康保険協会宮崎支部の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス変異株の感染拡大に伴い、事業主様をはじめ関係機関の皆様におかれましては、事業運営に多大な影響があったと存じます。当協会におきましても、感染による傷病手当金の請求件数が過去に例を見ないほど増加したことにより、他の現金給付に一部遅延が生じるなど、ご迷惑をおかけいたしました。

本年も、新型コロナウイルスへの対応を図りつつ事業を推進することになりますが、基盤となる適正かつ迅速な現金給付はもとより、「更なる保健事業の充実」として、健診の自己負担額軽減や、循環器疾患の予防対策として悪玉コレステロール値に着目した受診勧奨などに取組んでいくほか、事業所様と協会が連携する「コラボヘルス」の柱として、健康づくりに積極的に取組んでもらうことを宣言していただく「健康宣言」事業も推進してまいります。

本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様には明るい1年になりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



★年末調整等に関する事務講習会にご参加ありがとうございました

本年度11月に宮崎・都城・延岡地区の3会場で開催しました。当協会主催の年末調整等に関する事務講習会に、沢山の方々にご参加いただきまして、ありがとうございました。

今年度も、事業所の皆様方のお役に立てる各種講習会を開催してまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



◆第2回新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました

本年度12月に宮崎・都城・延岡・高鍋の4会場で開催しました。当協会主催の新任社会保険事務担当者研修会に、ご参加いただきまして、ありがとうございました。

新任者向けの研修会は、年に2回開催しております。その他、各種講習会・研修会を本年度も開催する予定でいますので、是非ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。



新春

お年玉クイズ (健康づくり編)

問題

スポーツ選手の名前に関わるクイズです。

●に当てはまる字を並べ替えて、出来るものは何でしょうか？

- 1) 今年、久しぶりに日本の大会で優勝したプロゴルファーは ●○○○ りょう
- 2) 今年引退した、フィギュアスケーターは ●○○○ ゆづる
- 3) 2年連続のMVPならず、米大リーグで2刀流といえば ○○●○ しょうへい
- 4) 今年、アメリカから広島カープにもどってきた外野手は あきやま ○○○●

応募方法

※右記のとおり、A4用紙に答え・氏名・住所・電話番号・ご意見・ご要望等をご記入の上、
「FAX(0985)23-9077」にてご応募ください。

又はハガキでも応募を受付けております。

【宛先】〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2ーC 宮崎県社会保険協会

※締め切りは、令和5年1月31日(火)必着

※正解者の中から抽選で 10名様にクオカードをプレゼントいたします。

※当選者の発表は、3・4月号に掲載します。

答え ●●●●
氏名
住所
TEL
ご意見・ご感想

A4サイズ
の用紙

※応募用紙に記載された情報は、クイズ以外の目的には使用しません。



「賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」を福岡広域事務センターまたは年金事務所へ提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合には、「賞与不支給 報告書」の提出をお願いします。

将来受給する年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

対象となる賞与とは

賞与、期末手当、決算手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支払いのものをいいます。

なお、年4回以上支払うものは、標準報酬月額(算定基礎届)の対償とされ、また労働の対償とみなされない結婚祝金などは対象外です。

保険料

賞与保険料は「標準賞与額※ x 保険料率」で計算します。なお「保険料率」は、毎月の標準報酬月額にかかる保険料率と同じです。

※標準賞与額とは

実際に支払われた賞与額(税引前の総支給額)から1,000円未満を切り捨てた額が「標準賞与額」です。

資格取得または資格喪失した月の届出と保険料の徴収について	届出	保険料の徴収
1. 資格取得した月の資格取得日以降に支給された賞与	必要	する
2. 資格喪失した月に資格喪失日の前日までに支給された賞与	必要	しない
3. 資格取得した月に資格喪失した場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支給された賞与	必要	する

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、管轄の年金事務所へお返しください。

育児休業等期間中における社会保険料の 免除要件について

令和4年10月より育児休業等における社会保険料の免除要件が改定されました。

毎月の報酬にかかる保険料の免除

育児休業等の開始日の属する月から、終了日の翌日が属する月の前月までの保険料が免除となる。

○今まで

育児休業等の開始日の属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合は、終了日が同月の末日である場合を除き免除の対象とならない。

○令和4年10月より

育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合も免除となる。

賞与にかかる保険料の免除

○今まで

育児休業等の期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除の対象。

○令和4年10月より

当該賞与月の末日を含んだ連続した1カ月を超える育児休業等を取得した場合に限り、免除の対象となる。

社会保険料の納付は口座振替をご利用ください

毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。

○口座振替手数料のご負担は不要です。

○全国の金融機関がご利用になれます。

⇒銀行、信用金庫、労働金庫、農協、ゆうちょ、イオン銀行等の口座から振替が可能です。

※一部お取扱いの出来ない金融機関がございます。(イオン銀行を除く、インターネット専業銀行等)

○毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。

※振替当日に残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日郵送される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。

口座振替を希望される場合や、ご不明な点等がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

病気やケガにより仕事に就けないときの休業補償「傷病手当金」

傷病手当金とは

被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。病気やケガで4日以上仕事に就けなかったときは、「傷病手当金支給申請書」に事業主と療養担当者(医師等)の証明を受け、協会けんぽに提出してください。

【申請の流れ】



※不備や調査事項がある場合を除く

支給条件

傷病手当金は次の①～④の条件をすべて満たしたときに支給されます。

4つの支給条件

①仕事とは関係のない病気やケガの療養のための休業であること 業務災害・通勤途上のケガについては、労災保険へご請求ください。	②それまで就いていた仕事に就くことができないこと 療養担当者（医師等）の意見等をもとに判断されます。
③4日以上仕事に就けなかったこと（連続する3日間の休業を含む） 病気やケガの療養のために連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期間間には、欠勤日以外にも、有給、公休等を含むことができます。	④休んだ期間について給与の支払いがないこと（手当等一部でも給与支給があれば減額されます） 給与が全額支払われている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし給与の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

傷病手当金が支給される期間は？

傷病手当金は支給が始まった日(支給開始日)から支給期間(実際に支給された期間)を通算して1年6カ月の期間を限度として支給されます。

支給額は？

傷病手当金は次のような計算式により支給額が決定されます。

$$\text{支給総額} = \text{直近1年間の標準報酬月額} \div \text{平均額の30分の1} \times \text{3分の2} \times \text{支給日数}$$

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額※が基礎となります。

※令和4年度の平均は30万円の等級です。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

Q 検索

令和3年度宮崎支部インセンティブ制度の順位が確定しました！

令和3年度 宮崎支部 全国総合 **21位!**

令和5年度保険料率引き下げに反映

インセンティブ制度とはどんな制度なの？

協会けんぽには、加入者・事業主の皆さまの取組を保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。この制度は、5つの指標に基づき、支部をランク付けし、上位23位までの支部の保険料率が引き下げられる制度です。結果は、翌々年度の健康保険料率(令和3年度の結果は令和5年度の健康保険料率)に反映されます。

※インセンティブ制度の見直しが行われ、令和4年度以降の取組結果から、インセンティブを得ることができる支部数が上位23支部→上位15支部になり、その分得られるインセンティブが大きくなります。

どのような取り組みが評価されるの？

次の5つの指標に取り組んだ実績が、評価の対象となります。達成に向けた取り組みにご協力ください。

【指標1:特定健診等の実施率】

被保険者の方は「生活習慣病予防健診」、被扶養者の方は「特定健診」を受診しましょう！

※労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、「同意書」を協会けんぽにご提出ください。

【指標5:ジェネリック医薬品の使用割合】

先発医薬品より開発費用が少なく済むので価格が安いですが、品質、効き目、安全性は先発医薬品と同等であると国が認めたお薬です。医療費削減のために、進んでご利用ください！

【指標2:特定保健指導の実施率】

健診結果で生活習慣改善が必要と判定された方に、保健指導を行います。案内が届きましたら、「特定保健指導」を受けましょう！

【指標4:要治療者の医療機関受診率】

健診の結果(血圧・血糖)から、治療が必要と判断された方は、速やかに医療機関を受診しましょう！

【指標3:特定保健指導対象者の減少率】

生活習慣の改善に取り組み、特定保健指導の対象から外れましょう！

令和3年度 指標ごとの順位はこちら

評価指標	指標1	指標2	指標3	指標4	指標5
順位 ()は令和2年度	25位 (21位)	39位 (45位)	23位 (4位)	11位 (38位)	4位 (18位)

1・2月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
1月・2月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
1月の休日受付	14日(土)	午前9:30～午後4:00
2月の休日受付	11日(土)	午前9:30～午後4:00

1・2月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで) 飛び込みのご相談は承っておりません。

会 場	1月	2月
串間市役所 会 議 室	5日(木)	2日(木)
えびの市役所 会 議 室	12日(木)	9日(木)
西都市役所 市民課年金係	19日(木)	16日(木)
高千穂町役場 町 民 相 談 室	19日(木)	16日(木)
小林市役所 1 階 相 談 室	19日(木)	16日(木)
日南市役所 会 議 室	26日(木)	16日(木)
日向市中央公民館 第4研修室	26日(木)	22日(水)

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
 ○携帯電話でもご利用できます
 ○IP電話。PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
 ○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
 ○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

8:30～18:00(月曜日)
 8:30～16:00(火～金曜日)
 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで相談予約を実施しています。



協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日から使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

相談内容	国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
開設場所	宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
相談時間	月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
予約専用電話番号	0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**
 一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)
 (代表) **0985-35-5364** 自動音声でご案内します
 全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)